健康保険・厚生年金保険料 定時決定のお知らせ

健康保険・厚生年金保険の被保険者が実際に受ける報酬と、既に決定されている標準報酬月額とが、著しくかけ離れないよう、毎年1回、9月に保険料の見直し(定時決定)が行われます。

(健康保険法、厚生年金保険法に依る。※本年6月以降に社会保険に加入された方、及び契約内容の変更により7月以降保険料が改定された方は対象外です。)

実際の給与支払月、4月・5月・6月(稼働では3月・4月・5月)の3ヶ月間の給与等(時間外手当、有休等を 含む総支給額)を平均して1ヶ月の報酬月額を算出します。

(但し、上記3ヶ月間のうち、1ヶ月17日以上の勤務がない月は算定の対象外となります。

被保険者区分が短時間の場合は11日以上の勤務がない月は算定の対象外となります。

有休は出勤日数に加算されます。また、深夜勤務者等は特別な法則に基づいての算出となります。)

【例 ①】以下のような場合では、標準報酬月額が17万円に改定されます。

一般被保険者

出勤日+有休 賃金(残業他込み)

4/15支給(3月分)	17日	147,500円
5/15支給(4月分)	20日	192,250円
6/13支給(5月分)	19日	182,750円
合 計		522,500円

※ 平均 522,500円÷3=174,166円

【例②】以下のような場合では、標準報酬月額が19万円に改定されます。

一般被保険者

出勤日+有休 賃金(残業他込み)

4/15支給(3月分)	15日	147,500円 (1 <mark>5</mark> E	日のため対象外)
5/15支給(4月分)	20日	192,250円	
6/13支給(5月分)	19日	182,750円	
合 計		375,000円	

※ 平均 375,000円÷2=187,500円

このようにして標準報酬月額が決定され、9月1日からその等級により保険料が徴収されます。

9月分給与(10月15日支給)から定時決定された保険料が控除されます。

※その他、定時決定に関しましては次項ご案内の「年間報酬における保険者算定について」のお知らせを合わせてご確認下さい。



年間報酬による保険者算定について

- ≪ 定時決定に該当された方で、年間報酬による保険者算定に該当し、ご希望される方はご連絡ください。
- ◆年間報酬による保険者算定とは◆

業務の性質上、定時決定の算定対象月が業務繁忙となることが例年見込まれ、 定時決定での算出と年間報酬による算出との間に著しく隔たりが生じる場合、申し出により、 標準報酬月額の見直しを行う仕組みです。

※下記の年間報酬による保険者算定の基準を満たす方のみが対象です。

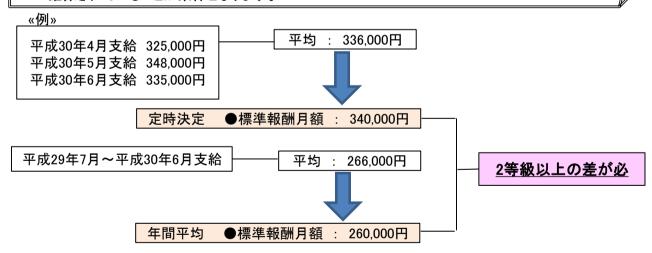
【 年間報酬による保険者算定の基準 】

平成30年7月1日時点で弊社から健康保険・厚生年金保険に加入しており、 9月分給与にて定時決定が適用された方のうち、①~③の条件を全て満たす方

- ①「平成30年9月の定時決定で算出した標準報酬月額」と「年間報酬(前年7月支給から当年6月支給分の報酬の平均)で算出した標準報酬月額」との間に、2等級以上の差が生じていること。
- ② 業務の性質上、①が例年発生することが見込まれること。
- ③ 被保険者(スタッフ様ご本人)からの申し出があること。

上記3つの条件を保険者(人材派遣健康保険組合・日本年金機構)で確認できた場合、 前年の7月支給から当年6月支給の平均金額で標準報酬月額を決定することができます。

※①の報酬月額の年間平均の対象となる月の基準は、原則、前年7月~当年3月までの間に、少なくとも1ヶ月以上(支払基礎日数17日以上、短時間の場合は11日以上)確保されていることが条件となります。



※ご本人様からの申し出により、人材派遣健康保険組合及び日本年金機構に対し、事業主である ヒューマンリソシアを通じて申請を行うこととなります。最終的な標準報酬月額の決定は 人材派遣健康保険組合及び日本年金機構が認定いたします。

日本年金機構 ホームページ http://www.nenkin.go.jp/n/www/index.html 人材派遣健康保険組合 ホームページ http://www.haken-kenpo.com/



◆定時決定・保険者算定、社会保険に関するお問い合わせ先◆ ヒューマンリソシア株式会社 労務係 TEL:0120-93-7308 (平日10:00-19:00)